

# 空き家等の取得や改修に対して支援します

## 十日町市空き家等利活用支援事業補助金

地域コミュニティの維持・活性化や地域経済の活性化を図り、危険な空き家等の発生を未然に防ぐため、居住又は事業を目的として空き家等の取得・改修に対して補助金を交付します。

### 対象者・区域別補助金額

※「十日町市立地適正化計画」に定められた、十日町市街地周辺にあるエリア。

区域 \ 対象者	一般世帯（居住用） 事業者（店舗等）	子育て世帯 （加算10万円）
居住誘導区域内※ （取得・改修経費の50%）	最大 <b>50</b> 万円	最大 <b>60</b> 万円 （50万円+加算10万円）
居住誘導区域外 （取得・改修経費の30%）	最大 <b>30</b> 万円	最大 <b>40</b> 万円 （30万円+加算10万円）

#### 【子育て世帯】

申請年度の4月1日現在で18歳未満の世帯員と同居。または妊娠している方がいる世帯

### 補助対象者の要件

【注意事項】申請者の負担額が1/5未満になる場合は、加算額で調整します。

- 自らが居住又は事業を目的として空き家等を取得又は改修をする者、若しくは取得及び改修をする者。（賃借人の場合は、所有者の同意書必須（改修のみ））
- 実績報告書の提出日までに空き家等に居住又は事業を開始する者。
- 現住所地の市区町村税を滞納していない人。
- 過去にこの補助事業を受けていない人。ただし、取得のみで交付決定を受けた人で、取得に係る補助額が上限に達していない場合は、翌年度に限り、改修に係る補助申請可能。

### 補助対象空き家等

- 申請日において、居住その他の使用がなされていないもの。  
（用途が居住用で改修においては、前年度中に居住を開始していても可）
- 取得の場合、申請者等※1又は申請者等の3親等内の親族が所有しているものでないこと。  
※1申請者、申請者と同居する人又は実績報告書の提出日までに申請者と同居する予定の人。

### 補助事業の要件

- 用途が、専用住宅、併用住宅、事務所又は店舗等であること。
- 実績報告書提出の日までに居住又は事業を開始し、補助金の額が確定した日から3年を超えて定住又は事業を行うこと。
- 公共事業に伴う転居又は移転等でないこと。
- 申請時までに住んでいる建物が空き家になる場合は、適正な管理を行うこと。
- 申請者等が対象空き家等のほかに市内に使用されない空き家等を所有していないこと。

### 補助対象経費

- 空き家等の取得に要する経費（用地費を除く）
- 空き家等の修繕、補修、改修、一部改築および増築に係る経費

詳細は別紙の具体例  
をご覧ください

注1：十日町市の他の補助金の対象となっている経費は対象外とします。

注2：上記2は、市内に事業所、営業所若しくは支店を有する法人又は個人事業主が施行するものを対象とします。

注3：取得及び改修に要する経費は、それぞれ10万円（税抜き）以上であること。

# 十日町市空き家等活用支援事業補助金

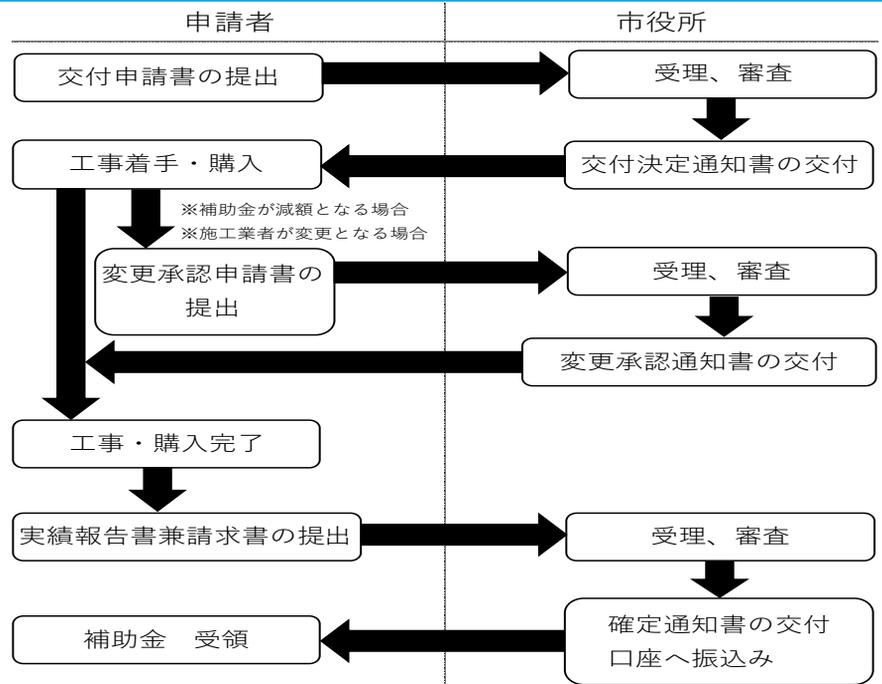
## 手続きの流れ

### 【注意事項】

必ず**工事着手前・購入前**に相談・申請して下さい。

実績報告書兼請求書の提出日までに居住又は事業を開始して下さい。

**3年を超えて**定住又は事業を継続して下さい。



## 提出書類

申請 するとき

変更・中止 するとき

完了 したとき

申請期間：予算上限に達するまで

変更時 速やかに

提出期限：3月31日

<共通>

- ・補助金交付申請書
- ・居住を予定している者の世帯全員の住民票の写し
- ・市税等の未納がない証明書
- ・空き家等の所有者が確認できる書類（登記簿や納税通知書等）
- ・空き家等の図面又は間取り図

<取得>

- ・見積書又は売買契約書の写し

<改修>

- ・工事見積書の写し  
工事の内容が確認できる明細としてください。
- ・着手前の写真  
工事完了時に提出する工事完了写真と比較できるように撮影してください

<変更・中止する場合>

- ・補助対象工事の内容を変更するとき  
※補助金額の増減を伴う変更のみ
- ・施工業者を変更するとき
- ・変更承認申請書又は中止届
- ・変更後の見積書の写し
- ・変更する工事箇所の写真<着手前>

<共通>

- ・補助金実績報告書兼請求書
- ・世帯全員の住民票の写し  
当該対象住宅に工事完了後に転居した方のみ
- ・通帳（表紙の裏面）の写し
- ・請求書又は契約書の写し
- ・領収書の写し
- <取得>
- ・売買契約書の写し  
申請時に未契約だった場合
- <改修>
- ・請求書又は領収書の写し
- ・完了後の写真  
申請時に提出した着手前の写真と比較できるように撮影してください

- ・契約書（改修）：契約日、施工業者の名称・押印・所在地、申請者・押印・住所、施工場所が記載されたもの
- ・契約書（取得）：契約日、不動産の情報（住所・面積）・売買代金の額・支払期日・支払い方法、所有権の移転と引き渡し時期 が記載されたもの

## 【提出・お問い合わせ先】

十日町市役所3階 都市計画課 特定空家対策係  
〒948-8501 新潟県十日町市千歳町3丁目3番地  
電話：025-755-5216（直通）／ Eメール：t-toshi@city.tokamachi.lg.jp